

■米国：卸電力市場における需要抑制への優遇報酬制度に無効判決

連邦控訴裁判所は 2014 年 5 月 23 日、連邦エネルギー規制委員会（FERC）による、卸電力市場における需要抑制に対する報酬制度の統一化を目的としたオーダー745（2011 年 3 月発効）を無効とする判決を下した。オーダー745 では、従来、需要抑制に対する報酬について、電力量市場の市場価格（地点別限界価格）から需要家が支払を予定していた小売価格を差し引いた額と設定されていたものを、一定の条件を満たす場合に、地点別限界価格全額を支払うと規定したもので、電力量市場への需要抑制の参加を促す効果が期待されていた。今回の判決ではまず、FERC が電力小売販売に影響する需要抑制への規制を行うことについて、連邦動力法で卸取引に関する規制権のみを授けられた FERC の権限を際限なく広げることにつながる懸念が示された。一方で、仮に、FERC の規制権限を認めたとしても、需要抑制に対し、小売価格を差し引かない地点別限界価格を支払うことは、連邦動力法が求める公正かつ合理的な料金規制とは言えないとの立場が示された。今回の判決に対しては、今後、需要抑制を扱う事業者等からの再審理要求が予想され、既にオーダー745 に即した報酬制度が運用されている各市場への即時的な影響は無いものの、今後、FERC は、需要抑制に対する卸市場規制に消極的にならざるを得ないだろうとの見方がされている。